

事業者各位

一般社団法人 山口県労働基準協会
防府・山口支部山口事務所

フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育開催のご案内

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（労働安全衛生規則第36条第41号）に従事する労働者に対しては、労働安全衛生法第59条第3項の規定により、事業者は安全に関する特別の教育を行わなければならないことが義務づけられております。

そこで、安全衛生特別教育規程第24条に基づき、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、当該業務に従事される方の受講についてご配慮いただきますよう、お願いかたがたご案内申し上げます。

記

- 開催日 令和7年4月8日(火)
- 開催場所 ポリテクセンター山口 2階視聴覚教室(山口市矢原1284-1)
- 申込受付 令和7年3月4日(火)から
- 受講定員 30名(定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください)
- 教育時間等

開始・終了時刻	教育科目	時間
8:40～8:50	オリエンテーション	—
8:50～9:50	作業に関する知識	1.0時間
10:00～11:00	墜落制止用器具（フルハーネス型に限る）に関する知識	2.0時間
11:10～12:10		
12:50～13:50	労働災害の防止に関する知識	1.0時間
14:00～14:30	関係法令	0.5時間
14:50～16:20	実技 墜落制止用器具の使用方法など	1.5時間
16:20～	修了証交付	—

- 受講料 会員 9,900円(税込み) 非会員 12,100円(税込み)
- テキスト代 990円(税込み) 「フルハーネス型墜落制止用器具の知識」(中災防発行 第3版)
- 申込方法 受付開始日午前9時00分からお電話にてお申込みください。
※お電話でのお申込受付後、お申込書をFAX、ご郵送、窓口ご持参のいずれかの方法でお願いいたします。お支払いにつきましては、請求書または受講番号を記した受講票がお手元に届きましたら指定口座にお振込みいただくか現金でお支払いください。受講票は請求書とともにご郵送またはFAXでお送りいたします。
※受講を中止、欠席された場合は、原則として既納の受講料等は返金できません。
- 申込先 〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル2階
(一社)山口県労働基準協会防府・山口支部山口事務所
TEL 083-925-1430
FAX 083-925-2282
- 振込先 山口銀行山口支店 普通預金 6572179 シヤ)ヤマガチケンロウドウキジユンキョウカイ
※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。
- 注意事項

- 受講当日は、申込書から切り取った受講票を受付に提示し出席確認印を受けてください。
- 開講10分前までに受付を終え、受講番号の席にお座りください。また、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- 実技教育は、作業服着用でお願いします。また、ヘルメット、フルハーネスをご持参ください。
- 本教育は法令で定められた時間行われるもので、遅刻・早退等があった場合、単位時間不足となり修了証を交付できません。時間厳守でお願いします。

